



「^こ子どもの^{けんり}権利^{かん}に関する^{じょうれい}条例」

^{こっしあん}骨子案について

^{せつめいかい}
説明会

(オープンハウス^{がた}型)

^{みな}皆さまの^{いけん}ご意見^きをお聞かせください

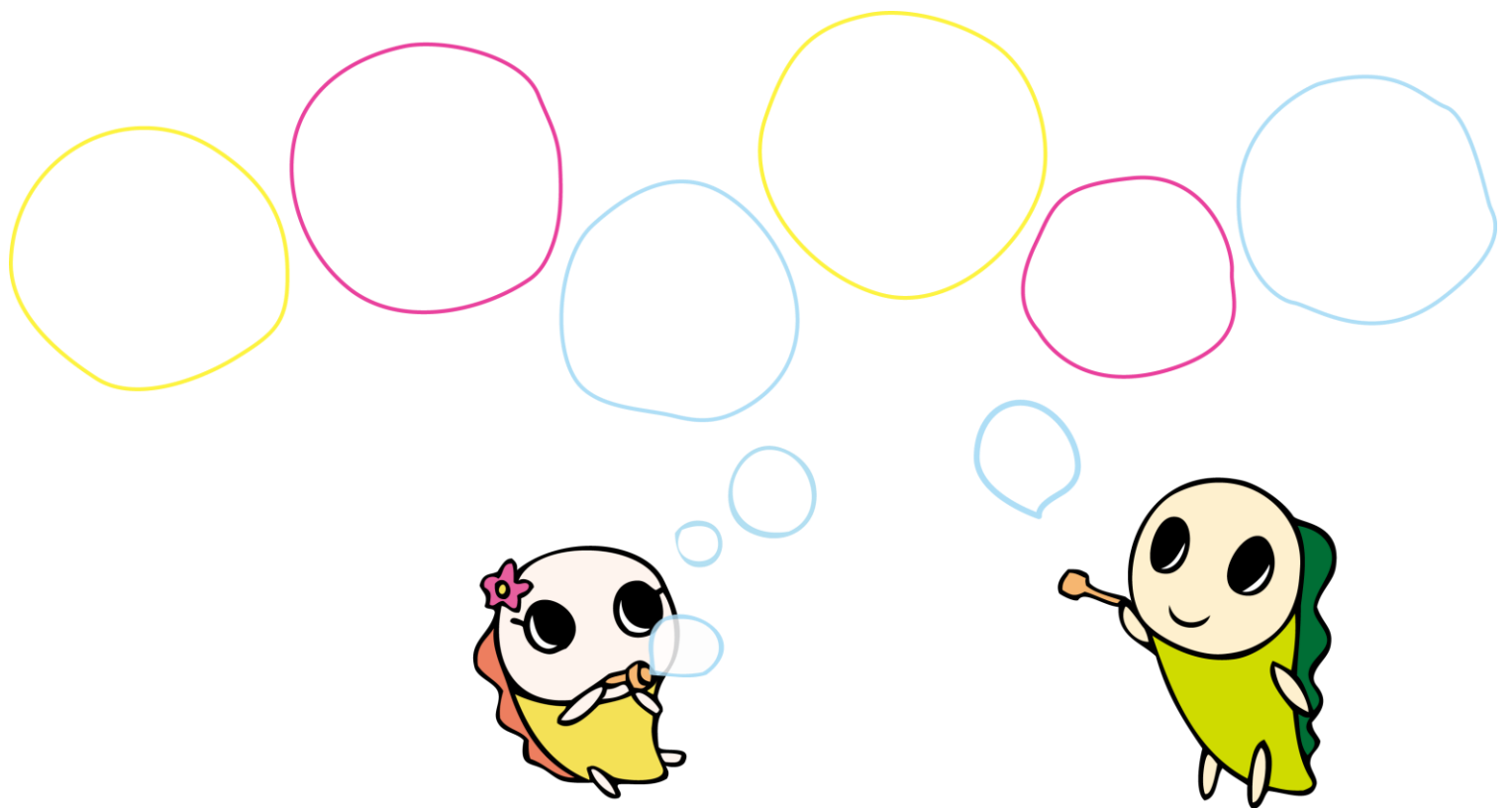
^{じょうれい}よりよい条例をつくるため、

^{みな}皆さまからの^{いけん}意見を^{ほしゅう}募集しています。

^{てんじ}展示^みを見て^{かん}感じたことを^きお聞かせください。



^{すぎ}杉^{なみ}並^く区^こ子ども^{せい}政策^{さく}担^{たん}当^{とう}



こ けんり うこ 子どもの権利をめぐる動き

1989年、国連総会において「**子どもの権利条約**」が採択されました。日本を含む196の国と地域がこの条約を守ることを約束し、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

また、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、2021年4月には東京都で「**東京都子ども基本条例**」が、2023年4月には国の法律である「**こども基本法**」が誕生しました。

「東京都子ども基本条例」や「こども基本法」では、子どもや若者が自分らしく幸せに暮らせる社会を目指して、子どもや若者に関する取り組みを進めていくうえで基本になることが定められています。

こ けんり なん 子どもの権利って何だろう??

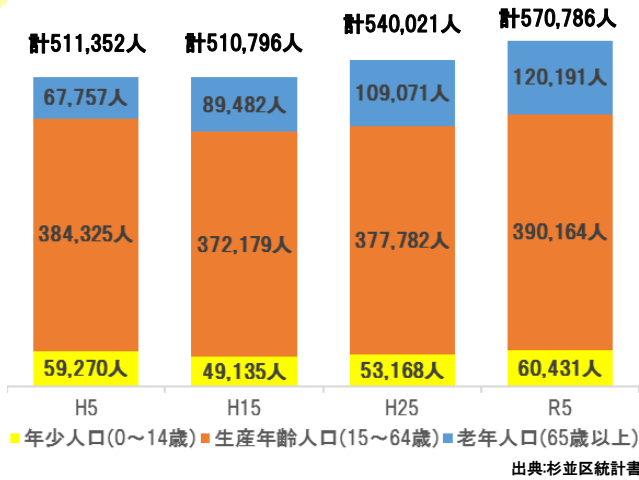
世界中のすべての子どもは、生まれながらに子どもの権利を持っています。

「**子どもの権利条約**」では、子どもの権利を考えるときに一緒に考えなくてはならない、次の**4つの大事な原則**があります。

	こ いのち まも 子どもの命を守り、 い 生きること、成長する せいちよう ことを保障します。 ほしよう		こ 子どもにとって もっと 最もよいことを考えます。 かんが
	こ だれ 子どもを誰ひとり と のこ として取り残しません。		こ いけん 子どもの意見をちゃんと き 聴いて尊重します。 そんちよう

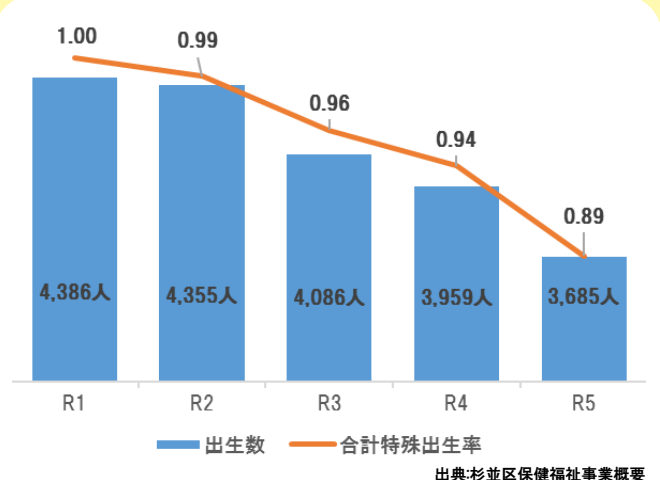
杉並区の子どもを取り巻く状況①

3区分別人口の推移



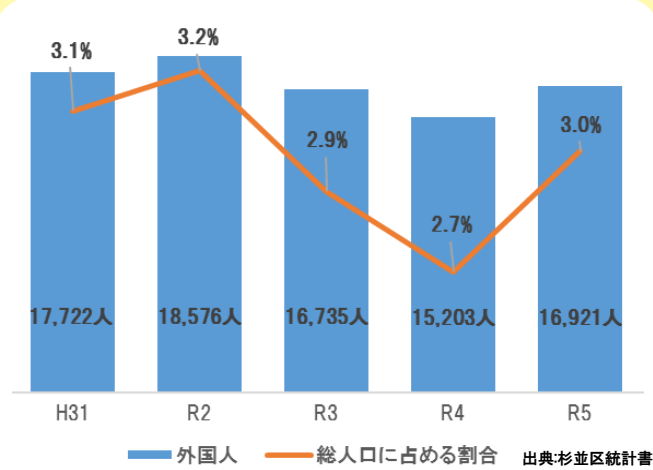
総人口は増加しており、うち10%が年少人口です。

出生数と合計特殊出生率



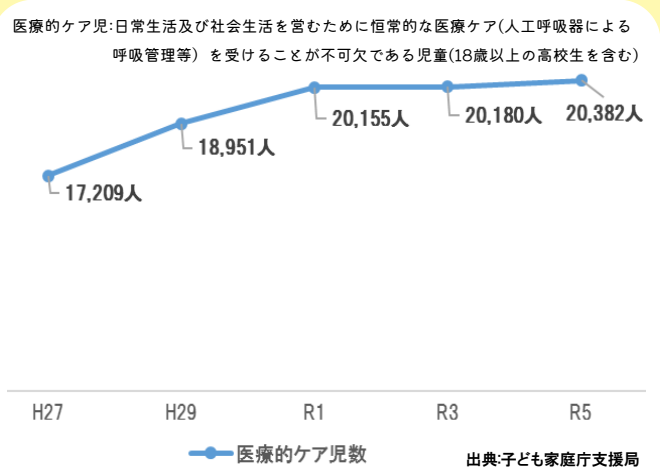
ともに減少が続いています。

外国人人口



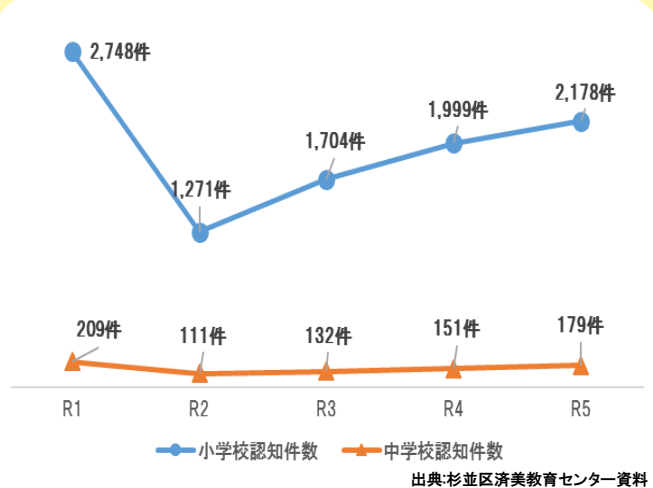
コロナで一時落ち込んだものの、増加傾向です。

全国の医療的ケア児(在宅)の推計値



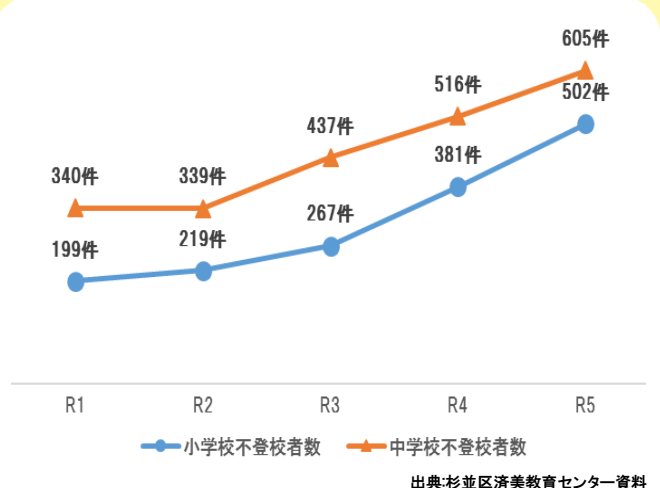
医療的ケア児の数は、年々増加しています。

いじめの認知件数



いじめの認知件数は、増加傾向にあります。

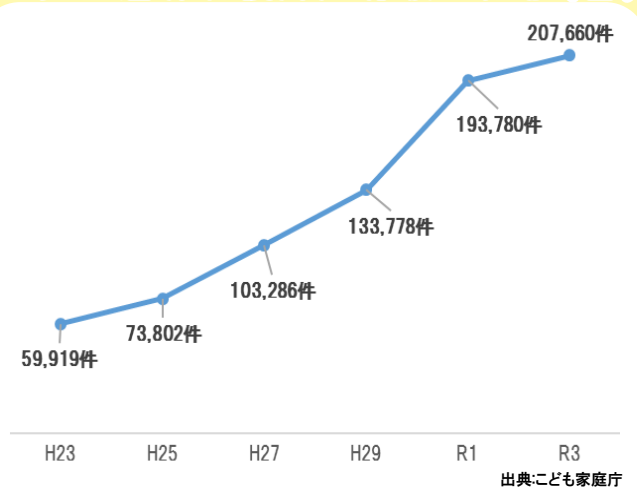
不登校の子どもの数



不登校の子どもの数は、年々増加しています。

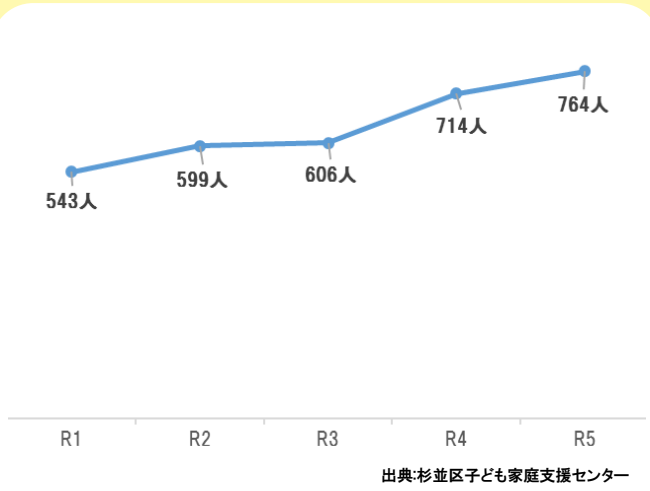
すぎなみく こ と ま じょうきょう 杉並区の子どもを取り巻く状況②

児童相談所における 児童虐待相談対応件数の推移(国)



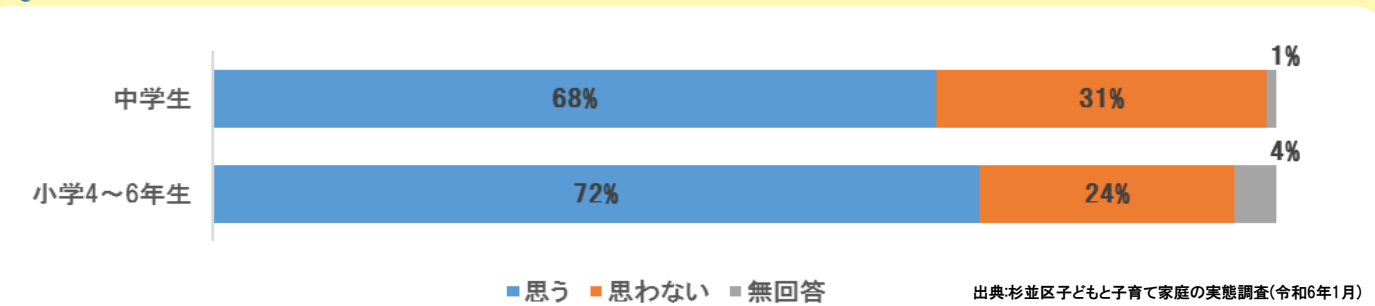
児童虐待相談対応件数は、年々増加しています。

要保護児童新規支援件数の推移(区)



要保護児童数は、年々増加しています。

自己肯定感(自分は価値のある人間だと思う子の割合)



「自分は価値のある人間だ」と思わない子が3割近くおり、子どもの自己肯定感が低いことが分かります。

まとめ

外国籍の子どもや医療的ケアが必要な子ども、いじめ・不登校、児童虐待などが増加傾向にあります。また、杉並区の子どもたちの約3割は「自分は価値のある人間だ」と感じておらず、自己肯定感が低い状況にあることが分かります。

こうした中で、子どもたちが安心して自分らしく生きていくことができるようにするため、区では子どもの権利保障の推進に取り組んできました。



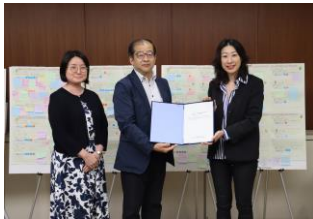
すぎなみく と く 杉並区 の 取 り 組 み

れいわ ねん がつ 令和5年8月～令和6年7月

こ けんりようこ かん しんぎかい 子どもの権利擁護に関する審議会

こうぼくみん がくしきけいけんしゃ さまざま たしば お
公募区民や学識経験者など、様々な立場の大
どな こ けんり たいせつ ひつ
人たちが子どもの権利を大切にするために必
よう かな あ
要なことを話し合いました。

はな あ どうしん くちよう ていしゅつ
話し合いのまとめ(答申)を区長に提出しました。



どうしんていしゅつ ひだり しんどうふくかいちよう のむらかいちよう しんぎかい きしもとくちよう
∴答申提出(左から、新藤副会長・野村会長(審議会)、岸本区長)

しんぎかい こ けんり そんちよう あんしん
審議会では「子どもの権利が尊重され、安心
く しゃかい こ
して暮らせる社会をつくるためには、子ども
けんりほしよう かん きほんりねん さだ くみん
の権利保障に関する基本理念を定め、区民の
みな いっしょ こ けんり ほしよう しさく
皆さんと一緒に子どもの権利を保障する施策
など すいしん ひつよう いけん
等を推進していく必要がある」という意見が
で
出ました。

れいわ ねん がつ 令和5年8月～

こ 子どもワークショップ

く こ けんり まも ひつよう
区では「子どもの権利を守るために必要な
こと」などについて考えるワークショップ
かんが
を開催し、おとなだけでなく子どもからも意
かいさい おとな こ い
見を聴く取り組みを行っています。



れいわ ねん がつ かいさいちゆう すぎなみく こ
∴令和6年9月～開催中！杉並区子どもワークショップシーズン3

こ 子どもからは「子どもにしかわからないこ
とがあるから、子どもの意見や思いを聴く
こと」「どのような子どもの意見があった
か、また、子どもから聴いた意見がどう
なったのかを子どもに伝えること」を求め
いけん おお あ
る意見が多く挙げられました。

かしょう すぎなみく こ けんり かん じょうれい (仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例

じょうき と く ふ かしょう すぎなみく こ けんり かん じょうれい
上記の取り組みを踏まえて、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」をつくることとし
ました。

かしょう すぎなみく こ けんり かん じょうれい (仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例では…

その①

こ たいせつ けんり しめ
子どもにとって大切な権利を示し、
まも
守るようにします

その②

おとな やくわり さだ
まわりの大人たちの役割を定めます

その③

すぎなみく おこな と く さだ
杉並区が行う取り組みを定めます

その④

こ なや しょうたん き いっしょ かんが
子どもの悩みや相談を聴いて一緒に考える
こ けんりきゅうさいいん せっち
「子どもの権利救済委員」を設置します

こ けんり じょうれい ひつようせい 子どもの権利条例の必要性



そもそも「**条例**」ってなに？

「**条例**」とは、**杉並区のような地方自治体が制定し、その地域内でのみ効力を持つ法規**のことじゃよ。国際的な合意である「**条約**」や、全国民が守らなくてはならない規則である「**法律**」とは異なるものなんじゃ。地方自治体の議会が定める「**条例**」には、**各自治体の地域特性や住民のニーズに柔軟に対応できる**というメリットがあるのじゃよ。



日本には「**こども基本法**」があるし、東京都には「**東京都こども基本条例**」があるよね。それなのになぜ**杉並区でも条例を作る必要があるの？**

ふむ。とても良い質問じゃ。確かにすでに「**こども基本法**」や「**東京都こども基本条例**」があるのじゃが、**理念的な内容が多い**のじゃ。杉並区では、**これを具体的な仕組みとして整え、条例を根拠として継続的に子どもに関する施策を実施していくことが大事**だと考えておるのじゃよ。具体的には、**区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加や相談・救済の仕組みなどを定める**予定じゃ。



そうなんだ、よく分かったよ！じゃあ**どんな条例をつくるのか、もつと教えてほしいな！**



子どもの権利に関する条例骨子案

子どもにとって大切な権利を示し、守るようにします

安心して生きる権利

- 命と健康、人格が大切にされます。
- 秘密やプライバシーが守られます。
- 愛情をもって育てられ、必要な居場所を用意されます。



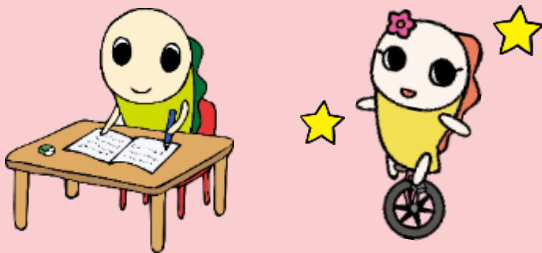
自分らしく生きる権利

- 一人一人が個人として大切にされます。
- 自分の興味や関心のあることに取り組む機会を大切にされます。



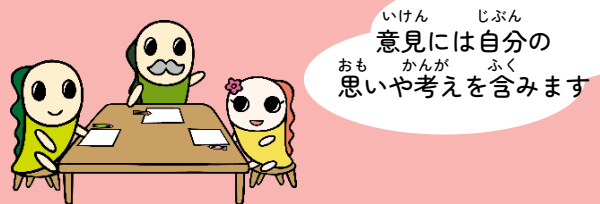
育つ権利

- すこやかな成長のため、様々な学びと遊びの機会を用意されます。
- 十分に休息することができます。



意見を聴かれる権利

- 自分の意見が大切にされます。
- 必要な情報を知り、自分の意見を言う機会と、様々な活動に参加する機会を用意されます。



意見には自分の思いや考えを含みます

守られる権利

- 暴力、虐待、いじめ、体罰などの心や体に悪い影響を与える行動から守られます。
- 暴力などを受けたとき、すぐに助けられます。



個別の必要に応じて支援を受ける権利

- 自分や家族の国籍、性別などにより、差別されません。
- 置かれている状況に応じて、必要な支援を受けることができます。



子どもの権利に関する条例骨子案

まわりの大人たちの役割を定めます

すぎなみく 杉並区

子どもの意見を聴き、子どものための色々な取組を考えて、保護者などと協力して行います。

ほごしゃ 保護者

子どもの声を聴いて、子どもが安全・安心に暮らすことができるようにします。

こ 子どもの施設

子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもからの相談に対応できるようにします。

じぎょうしゃ 事業者

その会社で働く人が仕事と子育てなどを両立できるようにします。

くみん 区民

子どもが様々な社会活動に参加できるようにします。

すぎなみく 杉並区が行う取り組みを定めます

こ 子どもの意見をよく聴きます

- 子どもが必要な情報を知り、意見を言ったり、様々な社会活動に参加したりする機会を用意します。
- 子どもの意見を大切にし、その意見がどのように考えられたかを子どもに分かりやすいようにします。

こ 子どもや保護者などからの相談にのります

- 子どもや保護者などが利用しやすい相談体制をつくりま
- 権利を侵害された子どもを助けるために必要な支援を行う「子どもの権利救済委員」を置きます。

こ 子どもの権利を広めます

- 子どもの権利や条例の内容を広く知ってもらうための活動を行います。

こ 子どもの居場所を大切にします

- 子どもの年齢や成長に合った居場所づくりを推進します。

こ 地域との協力、暴力などの防止のために必要な対応をします

- 地域で子どもに関する支援を行う団体と協力し合います。
- 暴力などを防止し、暴力を受けた人を助けます。

こ 必要な支援を行います

- 子どもや保護者、学校などの施設に必要な支援をします。



子どもの権利に関する条例骨子案


子どもの悩みや相談を聴いて一緒に考える
「子どもの権利救済委員」を設置します

子ども
ほごしゃ た かんけいしゃ
(保護者その他の関係者)

子どもの権利救済委員


相談する

- いやなことがあってつらい
- 友達とうまくいかない
- 学校の勉強が辛い
- 兄弟のことで悩んでいる
- 将来のことを話したい



安心する・解決する

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- 話を聞いてもらえて安心した



でんわ 電話
メール
てがみ 手紙
たいめん 対面

子どもと一緒に考える

助言

考えや気持ちをよく聴きます

支援

一番良いと思える解決方法を子どもと一緒に考えます

調べる・協力を求める

調査

調整

解決に向け必要なことを調べます
関係する人や機関に話を聞いたり協力を求めます
子どもの代わりに考えを伝えます

関係する人・機関

要請

要請

関係する機関などに対応や制度の改善を働きかけたり、意見を出したりできます



嫌なことや辛いことがあったら、
1人で悩まずに相談してね！



こ けんり かん じょうれい こっしあん 子どもの権利に関する条例骨子案（全文）

1 条例の目的・基本理念

- この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念、区の責務等及び施策の基本となる事項を定めるとともに、杉並区子どもの権利救済委員を設置することにより、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。
- 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、こども基本法（令和4年法律第77号）及び東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）の精神に基づき、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を優先して考えることを基本理念とします。

2 用語の定義

- 子ども 18歳に満たない者（その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、同等と認められる者を含む。）であつて、区内に住み、働き、又は学ぶものをいいます。
- 保護者 親その他の親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、子どもを現に監護し又は養育するものをいいます。
- 子ども関係施設 学校、児童福祉施設その他の類似する施設又は事業活動を行うものをいいます。
- 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいいます。
- 事業者 区内において、事業活動を行うものをいいます。

3 子どもの権利の保障

- 全ての子どもは、特に次に定める権利のほか、子どもの権利条約に規定される権利が尊重されることとします。

【安心して生きる権利】

- 命と健康が大切にされ、人格が尊重されます。
- 秘密やプライバシーが守られます。
- 愛情をもって育てられ、必要な居場所が確保されます。

【自分らしく生きる権利】

- 一人一人が個人として尊重されます。
- 自分の興味や関心のあることに取り組む機会が確保されます。

【育つ権利】

- 健やかに成長・発達するために、多様で適切な学びと遊びの機会が確保されます。
- 十分に休息することができます。

【意見を聴かれる権利】

- 自分に関係することについて思い、考え、意見（以下「意見等」という。）が尊重されます。また、意見等がどのように考慮されたかを理解できるように必要な対応が行われます。
- 必要な情報を得て、自分に関係することについて意見等を表明する機会と、ボランティア活動や地域行事への参加など多様な社会的活動に参画する機会が確保されます。

【守られる権利】

- 暴力、虐待、いじめ、体罰など子どもの品位を傷つけ、子どもの心や身体に悪い影響を与える言葉や行動（以下「暴力等」という。）から守られます。
- 暴力等を受けたときに、すぐに適切な救済を受けることができます。

【個別の必要に応じて支援を受ける権利】

- 子どもやその家族の国籍、民族、性別、性自認、性的指向、財産の状況、障害の有無や、置かれている状況を理由に、差別や不利益を受けません。
- 置かれている状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

4 区の責務と保護者等の役割

【区の責務】

- 区は、基本理念に基づき子ども等の意見等を聴きながら子どもに関する施策を総合的に策定し、保護者や子ども関係施設の職員、区民、事業者（以下「保護者等」という。）と協力しながら取組を進めることとします。

【保護者等の役割】

- 保護者等は、子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの意見等を尊重することとします。また、区が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めることとします。
- 保護者は、子どもが安全に安心して暮らすことのできる環境の確保に努めることとします。
- 子ども関係施設及びその職員は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる環境の確保に努めることとします。また、子どもからの相談に対応する体制の整備に努めることとします。
- 区民は、子どもが社会的活動に参画する機会の確保に努めることとします。
- 事業者は、その従業員が仕事と子育て等を両立できる雇用環境の整備に努めることとします。

5 子どもの権利を保障するための施策

【子どもの意見表明及び参画の仕組み】

- 区は、子どもが必要な情報を得て、意見等の表明や多様な社会的活動に参画する機会を確保することとします。
- 子どもの意見等が尊重されるとともに、子どもの意見等がどのように考慮されたかを子どもが理解できるように必要な対応を行うこととします。

【子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み】

- 区は、子どもの権利に関し子ども及びその保護者その他の関係者が利用しやすい相談体制を整備することとします。
- 区は、子どもの権利の保障及び権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として子どもの権利救済委員（以下「委員」という。）を設置することとします。
- 委員は、子どもの権利の侵害についての相談に応じて助言及び支援を行うとともに、子どもの権利の侵害についての調査、調整及び要請を行うこととします。

【子どもの権利の普及啓発】

- 区は、子どもと保護者等が子どもの権利とこの条例の趣旨及び内容について理解を深めることができるよう啓発活動を行うこととします。

【子どもの権利の保障に関する施策を推進するための仕組み】

- 区は、子どもの権利の保障に資する施策の実施状況を検証することとします。

【居場所の確保】

- 区は、子どもの年齢や発達の程度、その置かれている環境等に応じて、必要な居場所が確保されるように必要な対応を行うこととします。

【子ども及びその保護者並びに子ども関係施設に対する支援】

- 区は、子どもの年齢や発達の程度、その置かれている環境等に応じて、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行うこととします。
- 区は、子ども関係施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行うこととします。

【その他の施策】

- 区は、区、関係機関及び地域において子どもに関する支援を行う民間団体相互の連携の確保に努めることとします。
- 区は、暴力等の防止、暴力等を受けたもの等からの相談及び暴力等を受けた者の救済のために必要な対応を行うこととします。

子どもの権利に関する条例骨子案

みな いけん かんそう ま
皆さんからの意見や感想をお待ちしています



いけん だ きかん
意見を出せる期間

れいわ ねん がつ にち にちようび れいわ ねん がつ にち もくようび
令和6年9月29日（日）から 令和6年10月31日（木）まで



いけん だ かた だ かた しゅるい えら だ
意見の出し方（出し方は4種類あります。どれか1つを選んで出してください。）

せんよう いけんでいしゅつようし いけん か しせつ しょくいん わた
①専用の「意見提出用紙」に意見を書いて、施設の職員に渡す。

いけん だ ばしょ ようし お ばしょ
意見を出せる場所（用紙が置いてある場所）

- 子ども家庭部管理課子ども政策担当（杉並区役所東棟3階）
- 区政資料室（杉並区役所西棟2階） ● 区民事務所 ● 図書館 ● 区立保育園 ● 区立子供園
- 児童館 ● 学童クラブ ● 児童青少年センター（ゆう杉並） ● 子ども・子育てプラザ

すぎなみくこうしき せんよう いけん おく
② 杉並区公式ホームページのパブリックコメント専用フォームから意見を送る。

せんよう
パブリックコメント専用フォームはこちら ▶



がたせつめいかい いけん か ていしゅつ
③ オープンハウス型説明会で意見を書いて提出する。

おとなむ がたせつめいかい
大人向け オープンハウス型説明会

にちじ れいわ ねん がつ にち かようび にち すいようび じ じ ふん
日時：令和6年10月22日（火）、23日（水）10時から18時30分まで

ばしょ すぎなみくやくしよなかすぎどお がわでいりぐちまえ あさがやみなみ
場所：杉並区役所中杉通り側出入口前 阿佐谷南1-15-1

こむ がたせつめいかい
子ども向け オープンハウス型説明会

にちじ れいわ ねん がつ にち もくようび じ じ
日時：令和6年10月24日（木）16時から21時まで

ばしょ じどうせいしよねん すぎなみ おぎくぼ
場所：児童青少年センター（ゆう杉並）荻窪1-56-3

じょうれい も こ ないよう てんじ せつめい にゅうたいじょうじゆう
*条例に盛り込む内容をパネル展示で説明します。（入退場自由）

しょくいん しつもん いけんでいしゅつようし いけん か
*職員に質問したり、意見提出用紙に意見を書くことができます。

いけん か した たんとう あて おく
④ はがき、ファックス、Eメールに意見を書いて、下の「担当」宛に送る。

たん どう
担当

こ かにいぶ かんりか こ せいさくたんどう
子ども家庭部管理課子ども政策担当

じゅうしよ すぎなみくあさがやみなみ
住所：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

ばんごう
メールアドレス：K-SEISAKU-T@city.suginami.lg.jp ファックス番号：03-5307-0686